

令和3年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年6月29日（火）

令和3年第6回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年6月29日（火）午後2時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室1

○ 議事日程

- 第1 議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第2 議案第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第3 議案第28号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第4 議案第29号 茅ヶ崎市都市計画審議会委員の推薦について
- 第5 報告第15号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第6 報告第16号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番 鈴木 邦夫 君
2 番 原田 勝幸 君
3 番 高橋 久雄 君
4 番 石射 祥光 君
5 番 村越 重芳 君
6 番 遠藤 信行 君
7 番 小澤 昇 君

8 番 廣瀬 正実 君
9 番 三橋 清高 君
10番 野崎 雅博 君
11番 阿部 富美 君
12番 齋藤 和子 君
13番 吉田 恵子 君
14番 石腰 明美 君

欠席委員

事務局職員出席者

事務局長 谷川広志 君

局長補佐 伊藤和範 君

速記員出席者

(株)澤速記事務所 速記士 山田祥子

午後 2 時 02 分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただいまより令和 3 年第 6 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、13 番吉田委員におかれましては遅れる旨、連絡をいただいております。当総会は、14 名の全委員が出席予定となりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により成立していることを報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。10 番野崎雅博委員、11 番阿部富美委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1 議案第 26 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権の設定等についてを上程いたします。

10 番野崎委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○10 番（野崎雅博君） 議案第 26 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権の設定等についてご報告いたします。

～案件について内容を説明～

利用権の存続期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までで、権利の種類は使用賃借権でございます。

以上、よろしく審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第 26 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権の設定等について、報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 2 議案第 27 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを上程いたします。

9番三橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○9番（三橋清高君） 議案第27号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてをご報告いたします。

～案件について内容を説明～

令和3年6月15日、担当委員1名、事務局1名で現地を調査してまいりました。9筆、合計5447平米について相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

～耕作状況の説明～

4筆、現況、田、合計1262平米につきましては、一体として水稲が作付されておりました。畑、249平米につきましては、枝豆、落花生、ナスが作付されておりました。4筆、いずれも現況、畑、合計3536平米につきましては、一体として耕作されており、シソ、ブロッコリー、ネギ、オクラ、枝豆が作付されておりました。農機具の保有状況につきましては、トラクター、管理機、運搬車、コンバイン、田植機、その他一式でございます。労働力につきましては、本人（56歳）従事日数300日、専業、母（82歳）従事日数200日、専業でございます。

以上、農業経営がされていると確認をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第27号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第3議案第28号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は1番案件及び2番案件を報告後、一括して行います。

9番三橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○9番（三橋清高君） 議案第28号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番案件及び2番案件を一括してご説明いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため証明願が提出されたものでございます。

～1番案件について内容を説明～

令和3年6月14日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。特例農地の耕作状況をご報告いたします。現況、畑、385平米につきましては準備中でした。畑、694平米につきましては準備中でした。2筆、いずれも畑、合計739平米につきましては、準備中でした。畑、508平米につきましては準備中でした。畑、1551平米につきましては準備中でした。農機具の保有状況は、トラクター2台、ハンマーナイフ、テラー、その他一式でございます。労働力は、本人（58歳）従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

～2番案件について内容を説明～

令和3年6月14日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。特例農地の耕作状況をご報告いたします。2筆、いずれも畑、合計746.3平米につきましては、一体として耕作されており、枝豆が作付されておりました。畑、16平米につきましては、サツマイモが作付されておりました。3筆、いずれも畑、合計160平米につきましては、一体として耕作されており、サツマイモ、ナス、トマトが作付されておりました。畑、284平米につきましては、ネギ、トマトが作付されておりました。畑、231平米につきましては、ナス、インゲンが作付されておりました。畑、142平米につきましては、枝豆、オクラが作付されておりました。畑、1154平米につきましては、ナス、トマト、スイカが作付されておりました。2筆、いずれも畑、合計1507平米につきましては、準備中でした。労働力につきましては、本人（68歳）従事日数300日、専業、夫（68歳）従事日数300日、専業でございます。農機具の保有状況につきましては、トラクター、その他一式でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

○6番（遠藤信行君） この引き続き農業経営を行っている期間というのがございますが、通常3年という、平成30年6月29日から令和3年6月28日までじゃないですか。何かこれは、1ページのところでも、7月1日から6月30日と対応する日が前日ですよ。1日超えている。

○局長補佐（伊藤和範君） 一応3年間という定義はあるんですけども、その定義の中でも、前回の3年前の総会の翌日から認めているものでございます。前回の総会は30年6月28日に開催しておりまして、その次の日から今日に至るまでの実際に農業をやられているという部分の証明となってきますので、若干、1日とかは出てしまうかなという部分で認識しているところでございます。そこで、今回、1番案件と2番案件につきましては、平成30年6月の総会、6月28日に開催した次の日から今日に至るまでというところで、要はその期間、1日も漏れずに農業をやっているよという部分の証明になってきますので、当然、1日空いてしまうと、その1日、やっていないよねという話になってきますので、若干不思議に思われるかもしれないんですけども、この総会の次の日から今日の総会に至るまでの期間を設定させていただいた中で、今回、承認という部分のご審議を諮らせてもらうという案件でございます。

○議長（原田勝幸君） ほかにご意見、ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第28号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4議案第29号茅ヶ崎市都市計画審議会委員の推薦についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 議案第29号茅ヶ崎市都市計画審議会委員の推薦についてご説明させていただきます。

茅ヶ崎市都市計画審議会が都市計画法第77条の2の規定に基づき設置されており、農業委員会より都市計画審議会委員に推薦しておりました現村越委員の審議会委員としての任

期が令和3年8月7日に満了することに伴いまして、茅ヶ崎市長より新たに1名の推薦依頼があったため提案させていただくものでございます。

次期任期につきましては、令和3年8月8日から令和5年8月7日までの2年間となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 事務局の説明が終わりました。

自薦で挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（齋藤和子君挙手）

○議長（原田勝幸君） 齋藤委員から挙手がありましたが、他の委員はよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 議案第29号茅ヶ崎市都市計画審議会委員の推薦について齋藤委員に決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5報告第15号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第15号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区でございますが、5ページ、1番案件から7番案件となっております。転用目的としましては住宅敷地ですとか共同住宅敷地となっております。これらの案件につきましては、いずれも必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分させていただいております。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付しております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第15号農地法第4条第1項第8

号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第6報告第16号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第16号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区でございますが、6ページから7ページ、1番案件から14番案件となっております。小出地区につきましては、8ページ、15番案件でございます。転用目的でございますが、住宅敷地ですとか道路敷地、あと農機具置場でございます。権利関係につきましては所有権の移転となっております。これらの案件につきましても、必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分させていただいております。受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第16号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で本日の審議並びに報告事項は全て終了しました。慎重審議をいただき、厚く御礼申し上げます。それでは、以上をもちまして令和3年第6回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時22分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員